

平成30年第7回 川島町教育委員会定例会

川 島 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年6月18日

川 島 町 教 育 委 員 会

平成30年第7回川島町教育委員会定例会議録

- 1 日 時 平成30年6月18日(月)午前9時30分から午前10時00分
- 2 場 所 川島町役場 第1委員会室
- 3 出席者 中村正宏教育長、福島 彰教育長職務代理者、及川三栄子委員
猪鼻恵美子委員、利根川 徹委員
- 4 執行部 石川教育総務課長、片岡生涯学習課長、佐藤指導主事、松本指導主事
- 5 会議日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 前回会議録の承認
 - 日程第 4 教育長報告
 - 日程第 5 (議案第25号) 川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価に関する有識者の委嘱について
 - 日程第 6 (議案第26号) 川島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - 日程第 7 (報告第32号) お盆期間中の学校閉庁について
- 6 議事の経過 別紙のとおりを定めること
- 7 傍聴人 なし
- 8 書 記 教育総務課主幹 新井洋子

事務局職員 事務局より報告します。
本日の定例会に傍聴人はおりませんでした。

【開 会】

教 育 長 皆さん、こんにちは。
本日の出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。また、事務局からは教育総務課長、生涯学習課長、佐藤指導主事、松本指導主事が出席しております。
ただ今から平成30年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

教 育 長 会議録署名委員の指名につきまして、署名委員は、利根川委員にお願いいたします。

【日程第2 会期の決定】

教 育 長 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

教 育 長 平成30年第6回教育委員会臨時会会議録の承認について、質疑等がありましたら挙手をお願いします。

教 育 長 質疑がないようなので、承認します。

【日程第4 教育長報告】

教 育 長 平成30年第2回川島町議会定例会教育長行政報告について
平成30年6月議会定例会 一般質問について
日本教育新聞への教育長連載「変わる教育委員会」について

教 育 長 本日の議題の議案第25号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」及び議案第26号「川島町給食センター運営委員会委員の委嘱について」の人事案件は、川島町教育委員会会議規則第12条第1項第1号の「任免に関すること」に該当するため、非公開にすることを提案します。

教 育 長 議案第25号及び報告第26号につきまして、非公開にすることについて、ご異議はございませんか。
(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第25号及び報告第26号につきましては、非公開とします。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第5 議案第25号】

教 育 長 議案第25号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」事務局から説明させていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第25号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

(異議なし)

教 育 長 質疑がないようなので質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第25号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」、異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第25号は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第6 議案第26号】

教 育 長 次に議案第26号「川島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、事務局から説明させていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第26号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 他に質疑がないようなので質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第26号「川島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第26号は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7 報告32号】

教 育 長 次に報告第32号「お盆期間中の学校閉庁について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、報告第32号について質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

福島教育長職務代理者 学校閉庁について、教職員等の働き方改革の一環として職員が気兼ねなく休暇を取得することを目的として昨年度から実施されているが、3点ほど実施にあたりお願いしたことがあります。

①学校を閉庁する8月11日から16日については、学校管理規則に基づき、

校長から教育委員会に承認を受け、教育長通達を出すのがよいのではない
か。

②学校閉庁日における職員の年休取得については、労働基準法上、年休は固有
の権利であり、年休は個人判断で取得されることが前提である。職員全員に
取得強制するものではないので、服務に係る通知文書に誤解が生じないよう
対応していただきたい。

③学校閉庁日は、日直等を置かず学校として対外的な業務を行わない日とな
るので、事故や災害で緊急な連絡を要する場合や児童生徒の転入転出などの
事務処理上の連絡先等周知し、緊急時の対応については、漏れがないよう対
処していただきたい。

佐藤指導主事 学校閉庁について、昨年度、実施した中で教育委員会や学校への保護者から
の苦情等はありませんでした。また、職員からも休暇取得に関することへの
要望等もありませんでした。

教 育 長 補足ですが、この期間は、埼玉県教育委員会より「サマーリフレッシュウィ
ーク」と設定されているので、閉庁中の間、県からの問合せ等もなかったと聞
いています。

及 川 委 員 今回の閉庁に関わらず、事故や災害、学校における長期休暇等の緊急時の対
応、連絡体制等についての危機管理がきちんと整備されていれば、大きな問題
はないと思われます。

猪 鼻 委 員 先生方には、休日を返上して日頃から子供たちのために働いていただき、感
謝しています。しかしながら、先生ご自身も心身共に健康で充実した生活を送
っていただきたいと考えます。休日にご自身やご家族を犠牲にして働くことが
続くと、例えば部活動などで勝つ事ばかりを目標に置いてしまう先生の思いが
強く現れてしまった場合、子供たちが自主的、主体的に動くのではなく、受け
身になってしまい、先生から強制や支配的な指導が行われる心配もあります。

先生方が仕事と休暇のバランスを考えて健康でいられるよう、今回の閉庁も
含め、休暇をとっていただくことは良いことだと思います。

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、他に質疑がないようなので、了
承願います。

【閉 会】

教 育 長 以上をもちまして、平成30年第7回教育委員会定例会を閉会します。